別表　補助の対象等（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の名称 | 補助事業の内容 | 補助対象経費 | 補助率及び限度額 |
| １　産業創出支援事業 | 新たに常用労働者を１名以上雇用して行われる事業であって、事業所、工場、設備等の新増設を伴うもの。※雇用奨励金のみの申請は対象としない。 | １　雇用奨励費新たに雇用された者のうち、本町に住所を有し、雇い入れの日において６５歳未満の者の人件費２　創業支援費　事業開始後６ヶ月以内に支払いが完了する以下の初期費用1. 事業用施設の土地・建物の借料
2. 設備・機械・備品・構築物の制作・購入、借料、改良又は修繕に要する経費
3. マーケティング活動に要する経費
4. 技術・経営指導等のコンサルタントに要する経費
5. 法人登記に必要な経費
6. その他創業時に必要な経費
 | １雇用奨励金　事業開始年度中に新たに雇用され、１２か月以上雇用を継続された常用労働者１名につき３０万円とし、３名までとする。２　創業支援　当該補助対象経費の２分の１以内、限度額１００万円 |

備考

※申請者について、農林水産業の場合は法人に限る。

※申請は年度内１事業までとし、過去において、同一事業での申請をしている場合は対象としない。ただし、別分野の場合は対象に出来る。

※申請にあたり、代表者や役員及び社員、事務所及び設備等を共有し、既存事業との区別が明確に出来ない等実質的に同じ事業を行っている場合は、別法人でも同一人格とみなす。

※雇用奨励金について、申請年度に認定し、１２か月の雇用実績に対し次年度の交付申請となる。また、雇用奨励金は２ヶ年度申請できる。

※雇用奨励金について、対象となる従業員が自己都合で退職した場合等やむを得ないと認めるときは、雇用期間が１２か月に満たない場合でも、雇用奨励金を月単位で按分し交付することができる。